

令和5年度
第3回埼玉県入間東地区福祉有償運送市町共同運営協議会
次 第

日 時 令和6年2月15日(木)
午後2時から
場 所 新座市民会館
第1・2会議室

1 開 会

2 挨拶

3 議 題

- (1) 道路運送法第79条の6(更新登録申請)に係る協議案件について
- (2) 道路運送法第79条の7(変更登録申請)に係る協議案件について
- (3) 道路運送法第79条の8(対価の変更申請)に係る協議案件について
- (4) 登録事項変更に係る報告案件について
- (5) 実績報告案件について
- (6) その他

4 閉 会

1 開 会

2 挨拶

3 議 題

○会長

それでは、議事に入る前に、事務局のほうから、本日傍聴者はいますか。

○事務局

傍聴者はおりません。

○会長

傍聴者なしということでございますので、早速議題のほうに入らせていただきます。

次第に基づいて、順次議事を進行してまいります。

なお、本日の会議内容につきましては、議事録作成のため録音させていただいております。説明をされる事務局、事業者様、ご質問などをされる委員の皆様につきましては、発言する際にはマイクを受け取りまして、所属とお名前を言ってからお願いいたします。また、事業者様におかれましては、ご自身に係る協議が終了しましたら、ご退室いただいても結構です。

それでは、議題（１）、道路運送法第79条の6（更新登録申請）に係る協議案件について、概要説明の後、続けて協議に入ってまいります。登録申請に係る協議案件は4件です。初めに、審査資料1、川越市の特定非営利活動法人あゆみにつきまして、川越市事務局及び事業者様から概要説明をお願いいたします。

○事業者

更新に関する概要説明をさせていただきます。

まず、当法人の運営主体でございますが、名称は特定非営利活動法人あゆみ、住所は川越市石田本郷835—1でございます。事業所はファミリーサポートすきっぷ、住所は川越市山田914—25でございます。この事業の開始につきましては、平成22年8月に初回登録を行っておりますので、今回4回目の更新となります。

続きまして、会員数の推移につきまして、初回登録20名でしたが、前回の更新時は42名、現在では31名となっております。職員については、現在、常勤職員1名と非常勤職員8名の合計9名となっております。

車両につきましては、安全上の理由により、新しいものに替えるなど車種は変更していますが、台数に関しては初回登録のときと変わらず、4台となっております。

続きましては、運行管理体制で配慮していることでございますが、出発時、帰省時に車体及び車内の確認を行い、対面による職員の体調管理、アルコールチェックの実施、また無理のない運行スケジュール

ルールを組んでおります。おかげをもちまして、初回登録から現在に至るまで車両事故ゼロ、苦情ゼロ、利用者との外出事故ゼロの実績となっております。

続きまして、自動車車検証、保険証券の有効期間につきましては、期限にゆとりはございますが、期間前には更新手続を滞りなく進めてまいりたいと思います。

以上で、簡単ですが、概要説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○事務局（川越市）

事務局から補足をさせていただきます。

受託名簿に記載の利用者について、1人では公共交通機関を利用できないことを事業所から確認しております。

以上、ご審議をお願いいたします。

○会長

ありがとうございました。

それでは、説明が終わりましたので、審議に入りたいと思います。

ご質問などがございましたらお願いいたします。

○委員

対価についてお伺いしたいのですけれども、生活サポート事業の前の場合の対価が、2キロまでが300円、以後100円という価格設定ですけれども、この数字、非常に安く感じるのですけれども、これはいかがなのでしょう。

それと、もう一点、対価以外の中で待機のところがありまして、最初の30分が450円、以後30分が500円、都合、合わせて950円。普通でいくと1時間1,000円ぐらいだと思うのですけれども、これはあくまでも人件費の査定でしょうか。それとも、普通の料金の査定で考えているのでしょうか。よろしく願いします。

○事業者

今はほとんどの利用者さんは運送の対価の時間制のほうでやっています。それで、どうしても、一応決まりが川越市内ということでサポートを行っているのですけれども、それ以外で急に通院とか、どうしてもその病院でないと駄目というときに、これを使ったりとかするので、ほとんど利用はしていません。

○委員

この対価については、利用していないということでよろしいのですか。

○事業者

今はゼロです。

○委員

現在は。でも、利用する場合とすると、かなり今ガソリンなんかが高騰している中で安い料金だと

思うのですけれども、これで運営できるのでしょうか。

○事業所

それなので、うちの施設の利用者さんへ、どうしてもというときだけ利用できるような形にしています。どうしてもそこに行かないといけないとか、そういう、どうしても無理なときにこれを使うような形にしています。やっています。

○委員

それと、もう一点、先ほどの待機料金なのですが、これはそのかかる時間で、時間給で計算しているのですか。

○事業所

それはそうです。

○委員

時間給ですか。

○事業所

はい。

○委員

そうしますと…

埼玉県の今のあれは1,028円かな。それが最低賃金なのです。最低賃金をこれは下回っていますけれども、その辺はどうなのですか。

○事業者

本当にこれはちょっと利用がないので、ほとんど利用されていなくて、ちょっと何とも。緊急のための一つの、どうしようもないときのためという感じで、ほとんど使っていないので。

○委員

一応基本的には、やはり設定するのであれば、最低賃金はちゃんと履行できる金額をいただかないと、これはちょっとまずいのではないかなと思いますけれども、いかがですか。

○事業者

はい。そうですね。

○委員

ちょっと助け船ですけれども、基本的に有償運送の場合、有償ボランティアという形でやっている人たちもいるので、あまり最低賃金のところは、業務というよりも、どちらかという、そっちが強いものですから、ある程度、このぐらいの金額でもオーケーにしていたりすることはあります。ただ、最低賃金があるので、常勤の方とかはちゃんと守ってもらいたいなというふうには思っていますけれども。

○委員

ありがとうございました。結構です。

○会長

それでは、ほかにご質問などございましたらお願いします。

○委員

すみません。平成22年からということ、もう4回目ということなのですね。やってくる中で、何か感想とか、あるいは困っていることとか、そういうようなことは今まで特にありましたでしょうか。

○事業者

最近、本当にうちの施設のほうも、27年たって、利用者さんの高齢化と、やっぱり両親の高齢化に伴って、結構送迎を頼まれたりとか、あと泊まりの利用がすごく多くなって、本当にうちの施設は小さいので、母体のNPO法人のためにつくったのですけれども、もうこれ以上はちょっと回らないみたいになって、その中でも結構忙しくなっています。人数はすごく減るようにして、なるべくうちの利用者さんを中心にやるということだったのですけれども、依頼も結構できますし、ちょっと忙しい状況にはなっています。

○委員

ありがとうございます。

○会長

ありがとうございました。ほかにご質問などございましたらお願いします。

[発言する者なし]

○会長

ご質問もないようですので、審査資料1、川越市の特定非営利活動法人あゆみにつきまして、協議が調ったということですのでよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○会長

それでは、協議が調いました。

続きまして、審査資料2に係る協議案件に移ります。川越市の医療法人瑞友会につきまして、川越市事務局及び事業者様から概要説明をお願いします。

○事業者

それでは、更新に関する概要説明をさせていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

当法人の運営主体ですが、医療法人瑞友会と申します。住所は川越市大字下新河岸39番地1。代表者、理事長、諏訪多順二と申します。私は池田と申します。名前、ご紹介が遅れまして申し訳ありません。よろしくをお願いします。

続いて、事業所の名称なのですが、まごころ介護サービスと申します。住所は、川越市砂706—2、

パークハイツサイキC101号室というふうになっております。この事業の開始なのですけれども、令和元年8月に初回登録を行っておりまして、今回で2回目の更新になります。

続いて、会員数の推移についてですけれども、前回登録時36名になっておりますが、現在は51名となっております。

続いて、車両についてですが、以前と台数に関しては変更ありません。

続いて、運行管理体制なのですが、安全運転管理者が安全運転管理表に基づきまして、出発時及び帰省時に対面で運転者の体調管理、それからアルコールチェックを必ず行っております。車両についても、常時点検、清掃、それから消毒、随時行っているという状況です。

それから、続いて事故の発生及び苦情なのですけれども、現在まで苦情等はございません。

続いて、初回登録から現在に至るまでの車両事故、それから苦情含めて、これも話したとおりなのですけれども、自動車検査証、保険証券の有効期間なのですけれども、今年の8月21日の更新を迎えるまでに車検検査車両が2台予定されています。それから、保険が4台予定です。これも、今、更新の手続を遅滞なく行えるように進めております。

簡単ですが、以上で概要説明を終わらせていただきたいと思います。

○事務局（川越市）

事務局から補足説明をさせていただきます。

受託名簿に記載の利用者について、1人では公共交通機関を利用できないことを事業所から確認しております。

それでは、ご審議をお願いいたします。

○会長

ありがとうございました。

それでは、説明が終わりましたので、審議に入りたいと思います。

ご質問などございましたら、お願いいたします。

○委員

先ほどの方と同じ質問なのですけれども、対価なのです。これは2キロまで360円ですから、約1キロ180円相当なのですけれども、加算が110円。この料金設定で現在、それとあと迎車の場合に4キロを超えた部分が300円ということは、例えば10キロ、15キロでも300円という内容でよろしいですね。

○事業者

はい。

○委員

そうすると、これで運営できるのかなというのを、ちょっと教えていただきたいのですけれども。

○事業者

正直なところ、非常に厳しいのは間違いないです。ただ、利用されている方が、透析患者さんが全

員ということで、医療費の負担も当然ありますので、できるだけシンプルといいますか、事業所の方針で金額は据え置くということで、一度、値上げの検討したことあるのですけれども、直近なのですが、ただ継続してこの金額で何とか頑張ろうということで継続しています。

○委員

複数人で乗車させるので、それで安いということもありますか。

○事業者

そうですね。実際、1人より複数のほうが断然安くなりますので、その分、負担がかなり少なくなって助かるという声もいただいております。

○委員

ありがとうございました。

○会長

ほかにご質問などがございましたらお願いします。

○委員

今質問で、透析の方が中心ということで、多分医療法人で透析の病院を持っていらっしゃるのということで複数乗車かなと思ったのですけれども、ちょっと気になったのは、逆に利用会員が身体障害で49人ということになっているので、透析の方中心ということであれば、内部障害になるのではないかと思ったのですけれども、これ、皆さん、身体障害の方なのですか。

○事業者

そうです。そういう具合になります。

○委員

そうなのですか。

○事業者

はい。

○委員

普通、透析だと大体内部障害だというふうに僕ら思っていたので、何で身体障害なのかなと逆に思ってしまったのですけれども、それは間違いないですか。

○事業者

はい。間違いないと思いますが。

○委員

でも、普通は透析の方は、ちょっとその辺、もう一回確かめてください。どちらでも構わないのですけれども、透析の方でも、もちろん福祉有償運送使えるので、使っている方、物すごく多いので。ただ、カウントするところが身体障害なのかと逆に思ってしまったので。内部障害のほうにカウントしているのであれば理解できるのですけれども、その辺。

○事業者

もう一度確認してみます。

○委員

もう一度、よろしく申し上げます。

○会長

お願いします。

○委員

私どもで意外と透析関係、多いのです。透析の場合は身体障害で処理できると思います。大体身体障害で、うちはお受けしています。

○委員

一応福祉有償運送の場合は、内部障害という項目をつくっているのですが、透析の方、基本的にはそこに入れることになっているのです。ですので、何かちょっと。できればその辺はちゃんとしておいていただいたほうがいいかなというふうに思っていますので、よろしく申し上げます。

○委員

ありがとうございました。

○会長

それでは、ほかにご質問などございましたらお願いいたします。

○委員

2点確認をさせていただければと思います。今、県のほうに提出いただいている書類と突合したところ、4ページの6の車両の関係で、車椅子（軽）の内訳が、うちに出してもらっているのと変わっているのかなというところで、今まで4人乗りのナンバー3006だったかと思いますが、これが変わられたということでしょうか。川越583え3006の4人乗りが。

○事業者

多少の入替えはあります。台数は変わっておりませんで、車椅子仕様の車両のワゴン車が2台、それから軽自動車1台、車椅子仕様になっています。これが普通車1台という状況になっています。

○委員

そうしたら、多分1台変わられたときに、うちに届いていないのかなと思うので、それだけ出していただければと思います。

もう一点が、先ほどの4ページの7番、運送しようとする旅客の範囲で、こちらうちのほうに届いていたのが、イトニが入っていたかなと思っていて、もし変更されるようであれば、変更のものを出していただければと思います。

○事業者

イとニも該当します。

○委員

そうしたら、今回はこのニが今入っていないので、これは、うちに届くには、また、ニに丸をつけてください。それでよろしくをお願いします。以上です。

○会長

ありがとうございました。

それでは、ほかにご質問などございましたらお願いいたします。

[発言する者なし]

○会長

ご質問もないようですので、審査資料2、川越市の医療法人瑞友会につきまして、協議が調ったということでもよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○会長

それでは、協議が調いました。

続きまして、審査資料3に係る協議案件に移ります。川越市のNPO法人ライフサポートサービスアニモについては、変更登録申請についても協議案件がございますので、更新登録申請と変更登録申請を併せて協議を行います。

それでは、川越市事務局及び事業者様から概要説明をお願いします。

○事業者

更新に関する概要説明をさせていただきます。

まず、当法人の運営主体でございますが、名称はNPO法人ライフサポートサービスアニモと申します。住所は鴻巣市吹上本町2-15-15、代表者は橋本哲広でございます。

この事業の開始につきましては2018年11月に初回登録を行っており、今回で川越のほうで2回目の更新をさせていただきます。

続きまして、会員数の推移につきましては、前回登録が4名となっており、現在では7名となっております。車両も、現在、車椅子を乗せる車両が1台、セダンが3台となっており、前回登録と変更はございません。

続きまして、運行管理体制で配慮しているところはございますが、出発時と帰省時に車体の車内の確認を行い、対面における職員の体調確認、アルコールチェックの実施、また無理のない運行スケジュールを組んでおります。

初回登録から現在に至るまで、車両事故ゼロ、苦情ゼロ、利用者との外出事故ゼロの実績となっております。

また、自動車保険証、保険証券の有効期限につきましては、期限間近のものはございますが、必ず

有償旅客運送の有効期限内に更新を行います。保険証券の有効期間につきましては、資料の中で、車両の任意保険の有効期限を迎えておりますが、更新の手配は整えております。

簡単でございますが、概要説明を終わらせていただきます。

変更のところなのですけれども、顧客の範囲が、以前は身体、項目が2つだったのですけれども、今回の提出は、ほぼ全てにおいて対応できるように申請させていただきました。うちのほうは、基本的に移送サービスを主として行っておりまして、川越市役所の方ともお話ししたところ、今回変更申請ということで提出してみたらどうかということで、今回、イロハニホヘトで対応させていただきたいという旨をお伝えして、変更申請を出させていただきました。現在は一応イとハのみとなっておりますが、今後も、もしそういった、ほかのロやニ、ホ、へ、トの状態の利用者様も、もしご縁がございましたら、ぜひしっかり対応させていただきたいと思っております。

以上になります。

○事務局（川越市）

事務局から補足説明させていただきます。

受託名簿に記載の利用者について、1人では公共交通機関を利用できないことを事業所から確認しております。

それでは、ご審議をお願いします。

○会長

ありがとうございました。

それでは、説明が終わりましたので、審議に入りたいと思います。

ご質問などがございましたらお願いいたします。

○委員

すみません。1つだけお聞きしたいのですけれども、事務所、事業所のほうは鴻巣市にありますよね。鴻巣のほうでも実際やっていたらっしゃるということでしょうか。

○事業者

はい。

○委員

分かりました。

○会長

ありがとうございました。ほかにご質問などがございましたらお願いします。

○委員

変更の業務内容で、要介護、要支援の認定をした方をやるという項目がありますけれども、こちらのほうにいくと介護福祉士さんがいらっしゃいますが、その介護福祉士さんは講習をお受けになっているのでしょうか。

○事業者

はい。まず、運転のための講習を受けておりますし、あとは、うちの今のスタッフのほうは、以前、介護保険制度で介護の資格を持っている方が今対応してくれています。あとは、障害の部門での障害の資格を持った方が対応してくれておりますので、いずれにしても資格保持者で、また車両を運転するには差し支えない資格を持って対応しております。

○委員

介護福祉士さんが講習をお受けになっていて、その方が運転するということですね。

○事業者

はい。介護福祉士もそうなのですけれども、介護関連の資格、初任者講習ですね。

○委員

運転する場合には、介護者の資格がある人が介護の介助しているわけですから、その人が運転の資格がないと業務できないと思うのですけれども。

○事業者

そうですね。有償運送を運転する場合の対応する場合に必要な資格を一応取ってから業務を行っております。

○委員

承知しました。

○会長

ありがとうございました。ほかにご質問などございましたらお願いいたします。

〔発言する者なし〕

○会長

ご質問もないようですので、更新登録申請の審査資料3及び変更登録申請、審査資料1、川越市のNPO法人ライフサポートサービスアニモにつきまして、協議が調ったということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

それでは、協議が調いました。ありがとうございました。

続きまして、審査資料4に係る協議案件に移ります。ふじみ野市社会福祉法人むさし野たんぼぼ会について、ふじみ野市事務局及び事業所様から概要説明をお願いします。

○委員

更新につきまして概要説明をさせていただきます。まず、当法人の運営主体は、名称は社会福祉法人むさし野たんぼぼ会と申します。住所は、ふじみ野市大井武蔵野1282—7。代表者は柳川道子でございます。事務所の名称は、同じく社会福祉法人むさし野たんぼぼ会で、住所はふじみ野市大井武蔵

野1282—7でございます。

事業開始に関しましては、平成28年3月に会員の登録を行っておりまして、3回目の更新になります。会員数の推移につきましては、前回更新したときが79名でしたが、18歳以下の放課後デイ利用者の増加によって20名減っております。

利用している車両の台数については2台です。今回の更新の事故発生に関しては届いておりません。運行管理に関しまして配慮していることですが、高齢化してきまして、無理のない運行スケジュールを行うことと、運転者と密に連絡を取るようにしています。アルコールチェッカーを各人に与えておりまして、朝早い時間になりますので、その都度連絡を受けて記録をしていただいて、月末に報告書を提出していただいております。

有効期限なのですが、車検がまだ3台、2月と3月にありまして、あと保険証のほうは5台分ありますが、期限内には更新をします。

以上です。よろしくお願ひします。

○事務局（ふじみ野市）

事務局より補足をさせていただきます。

受託名簿に記載の利用者について、1人で公共交通機関を利用できないことを事業所から確認しております。事務局からは以上です。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○会長

ありがとうございました。

それでは、説明が終わりましたので、審議に入りたいと思います。

ご質問などございましたらお願ひいたします。

〔発言する者なし〕

○会長

ご質問もないようですので、審査資料4、ふじみ野市の社会福祉法人むさし野たんぽぽ会につきまして、協議が調ったということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長 それでは、協議が調いました。

以上で更新登録申請の協議は全て調いました。

○会長

続きまして、議題の（2）、道路運送法第79条の7（変更登録申請）に移ります。

審査資料1、川越市のNPO法人ライフサポートサービスアニモについては、更新登録申請と併せて協議済みの案件となっております。そのため、審査資料2、入間市の特定非営利活動法人テソロス・デ・ディオスより協議いたします。また、特定非営利活動法人テソロス・デ・ディオスは対価の変更申請もございますので、併せて協議いたします。

それでは、変更登録申請及び対価の変更申請について、入間市事務局及び事業者様から概要説明をお願いします。

○事業者

飯能市にあります特定非営利活動法人テソロス・デ・ディオスの奥村と申します。本日はよろしくお願ひいたします。

まず、運行の主体でございますが、名称は特定非営利活動法人テソロス・デ・ディオス、住所は飯能市大字下赤工570番地1、代表者名は代表理事、私、奥村洋でございます。登録番号は、埼玉県福第86号です。

変更内容につきましては、入間西地区の旅客の範囲拡大に伴い、身体障害者と精神障害者を含めるものです。入間東地区では、イトロ等の対象者はありません。

続きまして、対価の変更につきましては、生活サポート事業を開始するに当たり、時間制対価の設定を変更するものであります。

以上で、私からの変更申請及び対価に対する変更申請に係る概要説明を終わらせていただきます。ご審議よろしくお願ひいたします。

○事務局（入間市）

入間市事務局から補足説明をさせていただきます。

現在、利用会員様につきましては、1人で公共交通機関等が利用できない旨を利用者から確認をさせていただいております。

それでは、ご審議をお願ひいたします。

○会長 ありがとうございます。

それでは、説明が終わりましたので、審議に入りたいと思います。

ご質問などございましたらお願ひいたします。

お願ひします。

○委員

すみません。今回、旅客の範囲が、今までは知的障害の方だけだったのですけれども、肢体障害の方、精神の方、これは実際にそういう方がいらっしゃるということでよろしいのでしょうか。

○事業者

西地区のほうは、既に精神とかがいらっしゃるのですが、東地区については、今、生活サポートのほうの拡大に伴いまして、一応これから利用者が増えるだろうということで、今回、申請させていただきました。

○会長

ありがとうございます。

ほかにご質問などございましたらお願ひいたします。

○委員

こちらの変更登録申請、横長のものの下線の以後30分当たりの金額と、資料3ページの上のほうの以後30分当たりの金額が相違していますが、正しい金額のほうをお示してください。

○事務局（入間市）

申し訳ありませんでした。こちらでの横長の概要に書かれている金額は、申し訳ありませんでした。こちらの転記ミスでありますので、1,425円が正しいです。申し訳ありませんでした。

○会長

ありがとうございました。

ほかにご質問などございましたらお願いいたします。

〔発言する者なし〕

○会長

ほかにご質問もないようですので、審査資料2、入間市の特定非営利活動法人テソロス・デ・ディオスにつきまして、協議が調ったということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

それでは、協議が調いました。ありがとうございました。

続きまして、審査資料3に移ります。富士見市の特定非営利活動法人あおい糸につきまして、富士見市事務局及び事業者から概要説明をお願いします。

○事業者

皆さん、こんにちは。

当法人、特定非営利活動法人あおい糸と申します。所在地、富士見市羽沢2-5-48、理事長は豊田淳一となります。

今回変更しようとする事項で、運送の区域の拡大の申請をお願いしたい次第でございます。

運送の区域は朝霞市になります。理由として、利用者様より朝霞市内で関係するサービスを希望されていること。更新を行った際、利用者名簿には朝霞市の利用者様の登録はしておりません。協議が調い次第、登録をさせていただきます。

変更予定日ですが、様式2の3号には令和6年4月1日と記載しましたが、福祉有償旅客運送者登録証が届き次第、開始をお願いしたいと考えております。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

○事務局（富士見市）

富士見市の事務局から補足させていただきます。

今回、利用を予定されている方につきまして、お一人では公共交通機関の利用できない旨を確認をさせていただいております。

それでは、ご審議のほどよろしくお願いたします。

○会長

ありがとうございました。

それでは、説明が終わりましたので、審議に入りたいと思います。

ご質問などございましたらお願いたします。

[発言する者なし]

○会長

ご質問もないようですので、審査資料3、富士見市の特定非営利活動法人あおい糸につきまして、協議が調ったということですのでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

それでは、協議が調いました。

以上で、全ての変更登録申請及び対価の変更申請が調いました。ありがとうございました。

○会長

続きまして、議題（4）登録事項変更に係る報告案件につきましては、車両入替え、車両の増減等に係る報告、合計10件となっております。

○会長

議題（5）実績報告案件につきましては、令和5年度上半期の輸送実績の報告が合計55件となっております。なお、いずれも、必要な添付資料で確認済みの案件となっておりますことを申し添えます。

○会長

次に、議題（6）その他、何かご意見のある方いらっしゃいますでしょうか。

お願いします。

○委員

今話題になっていますライドシェアの件で、この有償運送事業とかなり影響が出るところがあるのですけれども、要するにライドシェアの場合、営業車の運転が一般のドライバーができるということの内容のようでも、それで料金もタクシー料金と同じという。それと、当然ドライバーの賃金というのですか、経費はかなり有償よりはいい条件になると思うのです。そうすると、逆にそちらのほうの運転をしたほうが良いというようなことになりかねないのかなと。有償運送事業の場合のライドシェアの関わり方をできたら教えていただきたいのですけれども。

○委員

すみません。ちょっと私が発言するところではないのかもしれないのですけれども、一応ライドシェアの問題は国のほうで大きな今課題になっていて、今年の4月から、先ほど言ったとおりタクシー

会社の下にライドシェアをやるということになっています。そのあたりは実際に4月から始まってからというので、多分東京のほうの何社か、神奈川のほうの何社かぐらいかと思います。多分これは実証実験しながらみたいな形になってくるのではないかなと思っているのです。もちろんあくまでも、今のタクシーの足りない部分を補うということは、国のほうは言っているのですが、今のところ、その範囲の中なので、福祉有償運送とはあまりかぶることはないかなと、現実には。これは田舎のほうに行くと、またちょっと事情は違ってくると思うのですが、当面は福祉有償運送とはあまりかぶらない。料金的にもタクシー料金でいきますので、一般の方々を対象にやっていきますので、多分その辺は有償運送とはあまり関わらないというふうに私のほうは判断していますが、市 局の方のほうで何かご提言があれば。

○委員

うちのドライバーのほうで、要するに一般のタクシー料金と同じ形になると、有償運送の金額よりもかなりアップするのです。要するに持ち込みでやっている場合なんかですと。それだと、そちらのほうがいいのかなという声もちらほら聞こえるものですから、その辺の枠を、要するに有償運送事業でやる。実際にそれがまたライドシェアでできるという、そういう二またかけることができるのかどうか。その辺をちょっと心配というか、伺いたかったのですが、まだそれは決定ではないというか、答えが出ないのですよね。

○委員

正直言うと、簡単ではないのです。というのは、安全の問題がありますので、そう簡単にやりますよというふうに言えないところがあると思います。実際にはやっぱり安全の確保はすごく重要ですので、その辺抜きには語れないので、お金になるからやりますよということとはちょっと違っているかなというふうに思ったりしていますけれども。実際、タクシードライバーも年齢が高くなってきているので、そのあたり、どこかでカバーしなければいけないというのは国のほうだと思っているので、そのあたりから始めていくのではないかと。世界的にやっているようなライドシェアとは、ちょっと日本の場合は違うだろうなというふうに思っていますけれども、私たちも。

○委員

ありがとうございました。

○会長 ありがとうございました。

ほかに何かご意見ある方、いらっしゃいますか。

[発言する者なし]

○会長

それでは、今年度第3回協議会の議案審議は全て終了となります。

皆様、長時間にわたり審議にご協力いただきまして、誠にありがとうございました。

4 閉会